

## [19] 請求人と同一の内容の議決権を行使することに同意している会社であると認定の上、当該会社を請求人の同族関係者として、評価会社の議決権割合の判定を行った事例

【国税不服審判所裁決平23・9・28（裁事84・332）】

### 問題点

請求人ら創業一族が株式を有していない会社について、議決権の行使を請求人に委ねている会社であると認定して請求人の同族関係者に含めたことは相当か。

### 事案の概要

請求人ら創業一族と同族関係にない者が株主となっている会社について、請求人ら創業一族の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していた者と認めるのが相当であるとして、当該会社は請求人の同族関係者に該当し、評価会社における請求人と同族関係者の議決権を併せた議決権割合は15%以上になるとして、評価会社の株式については原則的評価方法により評価することとなるとされた事例である。

### 【事実関係】

- ① A社の筆頭株主グループの議決権割合は30%未満であるから、A社は同族株主のいない会社に該当する。
- ② B社の株主は、いずれもA社の役員又は従業員であり、請求人ら創業一族は、同社の株式を保有していない。

- ③ 請求人ら創業一族の有するA社の議決権割合は、14.91%であるが、これにB社の有する議決権を加えると、同議決権割合は22.79%になる。

## 当事者の主張

### 【原処分庁の主張】

- ① B社の株主は、株主総会等の議決権行使も含め、B社の経営事項の決定を被相続人及び請求人に委ねていたものと認められ、法人税法施行令4条6項に規定する被相続人又は請求人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者に該当するから、同社は、同条2項及び3項の規定により、財産評価基本通達188の(1)に定める請求人の同族関係者に該当すると認められる。
- ② そうすると、請求人及びその同族関係者のA社における議決権割合は15%以上となり、請求人が取得した同社の株式は、財産評価基本通達188に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」には該当しないこととなるから、少数株主に係る特例的評価方式である配当還元方式で評価することはできず、原則的評価方法である類似業種比準方式で評価することとなる。

### 【請求人の主張】

- ① B社の株主は、被相続人又は請求人の意思と同一の議決権を行使することに同意している者と認めることはできないから、同社は、財産評価基本通達188の(1)に定める請求人の同族関係者に該当しない。
- ② したがって、請求人及びその同族関係者のA社における議決権割

合は15%未満となり、請求人が取得したA社の株式は、財産評価基本通達188に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当し、配当還元方式で評価することとなる。

### 審判所の判断

- ① B社は、A社の株式を一時的な受け皿として引き受けるために設立されたものであること、B社の収益のほぼ全てが、A社の株式によって生ずる配当金であり、総資産の大部分がA社株式であること、平成19年以降、被相続人は、同人及びその一族の将来の相続税対策のため、同人らのA社における議決権割合を15%未満にすることを目的として、同人が株主を決定することができるB社に自らの所有するA社の株式を譲渡することとし、B社の法人格を利用したことが認められること、B社は、A社と同じ場所に本店を置いているが、A社の建物にB社独自のスペースや備品等は存せず、B社が雇用している従業員も存しないこと、B社においては、社員総会又は株主総会、取締役会が開催されたことはないことからすれば、B社の株主が、B社の経営や意思決定に関心や興味を有していたとは考え難い。
- ② また、B社の株主は、いずれもA社の役員又は従業員であり、A社を退社した後は、B社の株主たる地位を失うことになっていたこと、B社の設立時の出資金の出捐者は被相続人であり、B社の株主及び株式の譲受人は、いずれも、被相続人がこれを決定することができたことが認められることからすれば、B社の株主が、A社の代表取締役であった被相続人の意に添った対応をすることは容易に認めることができる。そして、B社は、被相続人の死亡後開催された

A社の取締役を選任する重要なA社の株主総会において、B社が所有しているA社の株式に係る議決権行使を、B社の株主でも役員でもない請求人に委任していることが認められる。

- ③ 以上を総合勘案すれば、B社は、その設立目的、株主、組織、活動等のいずれの点からみても、A社の代表取締役であった被相続人に代表されるA社の創業家の強い支配下にあり、B社の株主は、B社の意思決定をいずれも、被相続人及び請求人に代表されるA社の創業者一族の意思に委ねていたものと認められるから、B社の株主総会等における議決権の行使についても、被相続人及び請求人に代表されるA社の創業者一族の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していた者と認めるのが相当である。
- ④ そうすると、請求人は、法人税法施行令4条6項の規定により、B社の株主総会において全議決権を有し、かつ、B社の唯一の株主であるとみなされることから、同条3項の規定により、B社を支配していることとなる。よって、B社は、同条2項の規定により請求人と特殊の関係にある法人に該当し、財産評価基本通達188の(1)に定める請求人の同族関係者に該当すると認められる。
- ⑤ 取引相場のない株式が、財産評価基本通達188に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するか否かは、株式を相続した後の議決権の数により判定することとされているところ、請求人とその同族関係者（同族関係者にはB社を含む。）が有するA社における議決権割合は22.79%で、15%以上となる。
- ⑥ したがって、請求人が相続により取得したA社の株式は、財産評価基本通達188に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」には該当しないから、配当還元方式で評価することはできず、同通達178及び179の(1)の定めにより評価することとなる。

## 解 説

取引相場のない株式については、株主の1人とその同族関係者（法人税法施行令4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人）の有する議決権の合計数が、評価会社の議決権総数の一定割合を下回る場合には、特例的な評価方式である配当還元方式により評価することとされている。本裁決は、請求人ら創業一族が議決権を有しない会社が、法人税法施行令4条6項に規定する「個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」に該当するとして、請求人の同族関係者に該当すると認定された事例である。法人が、同族関係者に該当するかどうかの判断においては、その法人の株式の保有割合又は議決権割合によることが通常であり、法人税法施行令4条6項を根拠に同族関係者と認定がなされる事例は比較的少ないと思われる。裁決は、B社の設立経緯、資産内容、人的・物的実態及び株主総会や取締役会の開催状況などの事実関係から、同社を請求人の同族関係者と認定しており、同様の事例において参考となる。

### [34] 株式保有割合が25%以上である大会社の株式を一律に株式保有特定会社の株式として評価することは合理的ではないとされた事例

【東京高判平25・2・28（平24（行コ）124）】

#### 問題点

株式保有割合が25%以上である大会社を一律に株式保有特定会社として、純資産価額方式又はそれに準じた方法により評価することは合理的か。

#### 事案の概要

株式保有割合が25%以上である大会社を一律に株式保有特定会社としてその株式を純資産価額方式又は $S_1 + S_2$ 方式により評価する旨を定めた財産評価基本通達の定めは、その改正当時は合理的であったとしても、本件相続開始時においてなお合理性を有していたとはいえないとして、株式保有割合が25.9%にとどまる評価会社の株式は、類似業種比準方式により評価することが相当であるとされた事例である。

#### 【事実関係】

- ① A社は、昭和23年に設立された合成樹脂容器等の製造及び販売等を目的とする資本金の額が4億3,200万円の株式会社である。本件相続開始日の直前期末である平成15年5月31日の時点における同社の総資産価額（帳簿価格）は約2,120億円、従業員は5,291名であり、当該直前期末以前1年間における同社の取引金額は約1,882億円であ

って、同社は大会社に該当する。

- ② 納税者らは、平成16年2月28日、甲の死亡によりA社の株式その他の資産を相続した。

## 当事者の主張

### 【納税者らの主張】

- ① 節税ないし租税回避行為に対応するため、一定の持株会社の株式について、類似業種比準方式ではなく、純資産価額方式又は純資産価額方式を加味した評価方式を用いることは合理的であり、その意味では、株式保有特定会社の株式について特別の評価方式が設けられていること自体には合理性があるが、大会社につき株式保有割合が25%以上の会社を一律に株式保有特定会社とする財産評価基本通達の定めは、合理性に欠ける。
- ② 法人企業統計に基づく数値でも、有価証券が総資産に占める割合は、本件相続が生じた平成15年度において17.39%であり、25%から大きく離れた数値とはいえない。
- ③ A社は、5,000人以上の従業員を擁し、合成樹脂容器の製造販売では国内トップシェアを誇る一流企業であり、また、課税庁の主張によっても、A社の株式保有割合は26%程度であって、それは異常と決め付けられるような数値ではない。大半のリソースは自ら行う事業に用いており、またほとんどの利益は自ら行う事業から得ているA社は、株式保有目的の持株会社には該当せず、ましてや納税者ら株主が本来直接保有しているはずの株式を間接保有に切り替えるために用意した持株会社ではない。
- ④ 仮に25%という基準が合理的であるとしてもA社の株式保有割合は約18%にすぎず、一部課税庁の主張を容れたとしても、同割合は

約24.6%となり、25%に達しないことになるから、A社は株式保有特定会社に当たらないこととなる。

### 【課税庁の主張】

- ① 大会社についての株式保有特定会社の基準である「25%」という基準は、財産評価基本通達に同基準を定めた当時の会社の株式保有割合の実態を調査した上で設けたものであるところ、大会社についての25%という数値自体、一般の会社に比べたらかなり異常な数字である。すなわち、法人企業統計等では、資本金10億円以上の会社の株式保有割合は7.8%との数字があるが、これを実際の相続税評価額ベースに直すとそれを若干下回ると考えられ、25%でも一般会社の3、4倍という数字になるから、そこで線引きをする理由はある。
- ② A社の株式保有割合は、25.9%であるから、同社は株式保有特定会社に該当する。

### 裁判所の判断

- ① 株式保有特定会社の株式の価額の評価に関する財産評価基本通達の定めは、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っている評価会社の株式の価額の評価について、このような評価会社の株式の価額はその有する株式等の価値に依存する割合が一般に高いものと考えられることを考慮した上で、当該会社の有する資産の価値を的確に反映し得る評価方式である純資産評価方式又は株式保有特定会社の事業の実態を株式の価額の評価に反映させるために部分的に類似業種比準方式を取り入れた評価方式である $S_1 + S_2$ 方式によるべきこととしたものであって、これらは、種々の要請に応えつつ合理的かつ実態に即した評価を行うための株



式の価額の評価方式として合理的なものであると認められる。

- ② 財産評価基本通達の平成2年改正における立案当事者の説明等からは、当時、一般に、株式保有割合が25%以上であることは、資産構成が著しく株式に偏っているものと認識されていたといえる。しかし、この判定基準が本件相続開始時である平成16年においても合理性を有しているというためには、この時点においても株式保有割合が25%以上であることをもって当該会社の資産構成が著しく株式に偏っていると評価できなければならない。
- ③ 財産評価基本通達の平成2年改正時と本件相続開始時の上場会社における株式保有状況を比較してみると、同改正後、平成9年の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の改正によって従前は全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることになるなど、会社の株式保有に関する状況は大きく変化しており、また、本件相続開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値は、16.31%であり、「25%」と比して格段に低いとまではいえず、さらに、独占禁止法では、子会社の株式の取得金額の合計額の当該会社の総資産額に対する割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされているという状況にある。

これらの状況に照らすと、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社と定める判定基準が本件相続開始時においてもなお合理性を有していたものとはいえない。
- ④ 課税庁の主張によっても株式保有割合が約25.9%にとどまるA社について、財産評価基本通達に定める判定基準をそのまま適用して株式保有特定会社に該当するものとすることはできないから、同社が株式保有特定会社に該当するか否かは、株式保有割合に加えて、

企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するのが相当である。

- ⑤ A社の企業としての規模や事業の実態等は上場企業に匹敵するものであり、同社の株式の価額の評価に関しては、租税回避行為の弊害を危惧しなければならないというような事情はうかがわれないことからすれば、相続開始時におけるA社が、その株式の価額の評価において原則的評価方式である類似業種比準方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当するとは認められない。

## 解 説

本判決は、総資産価額に占める株式等の価額の割合の高い会社の株式について、株式保有特定会社として純資産価額方式又は $S_1 + S_2$ 方式により評価することの合理性を認めた上で、株式保有割合が25%以上の大会社を、一律、株式保有特定会社とする判定基準については、同基準が設けられた平成2年以降の企業の株式保有の実態に照らせば、本件相続開始時点では合理的であるとはいえないとされた。国税庁では、本判決の確定後、大会社についても、中会社・小会社と同じく株式保有割合が50%以上の会社を株式保有特定会社とする財産評価基本通達の改正を行った。

なお、本判決では、2つの会社が相互に取引相場のない株式を持ち合っている場合の評価方法についても争点となっており、興味深い判断がなされている。

## [51] 同族株主以外の株主の有する株式（出資）であっても、事業経営に少なからず影響力を有していた場合には配当還元方式による評価は認められないとされた事例

【国税不服審判所裁決平22・9・2（裁事80・97）】

### 問題点

同族株主以外の株主に該当する会社の有する株式（出資）については、財産評価基本通達どおりに配当還元方式により評価すべきか。

### 事案の概要

A社が額面価額で引き受けたB社の株式を純資産価額方式で評価する際に、B社が有するC社の出資につき、B社は「同族株主以外の株主」に該当するものの、C社の事業経営に少なからず影響力を有しているから、C社の出資を財産評価基本通達どおりに配当還元方式で評価することは課税上の弊害があるとして、これを純資産価額方式で評価することが合理的であるとされた事例である。

### 【事実関係】

- ① B社がA社のみを引受人とした第三者割当増資を行うに際し、A社は、B社の株式3万2,000株を1株当たり500円で引き受け、払込期日である平成17年8月8日に1,600万円を払い込んだ。これにより、A社は、B社の発行済株式総数及び議決権数の61.5%を保有するこ

となった。なお、B社の株式は、証券取引所に上場されておらず、気配相場のある株式にも当たらない。

- ② B社はC社の出資を有しているところ、C社の議決権割合の58.4%を有するD社は、C社の財産評価基本通達188(1)に定める「同族株主」に該当し、B社は、C社の議決権割合の1.2%を有するにすぎないから、同通達188(1)に定める「同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主」に該当する。

### 当事者の主張

#### 【請求人の主張】

財産評価基本通達188及び188-2は、同族株主以外の株主等が取得した株式については、その株式に係る年配当金額（ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあっては2円50銭）を基に評価する旨定めている。しかるに、原処分庁は、B社が1.2%を保有するにすぎないC社の出資（以下「C社出資金」という。）の評価に当たり、同社は無配であるにもかかわらず、B社の出資額をそのまま評価額とし、2円50銭を基に評価をしなかったことは違法である。

#### 【原処分庁の主張】

- ① 財産評価基本通達188-2において少数株主の取得した株式の評価を配当還元方式によるものとしているのは、少数株主は単に配当を期待するとどまるという実態を考慮したものであるところ、C社はB社にとってY国オフィスとして位置付けられており、B社が単に配当を期待してC社の株式を保有していたと評価することはできないから、C社出資金を配当還元方式で評価することは著しく不合

理な結果を生じさせ課税上の弊害をもたらすこととなるため、C社出資金の評価に当たり、同通達188-2を適用すべきではない。

- ② C社出資金について、法人税基本通達9-1-13(4)の定めるところにより1株当たりの純資産価額で評価すべきである（なお、原処分においては、証拠資料が収集できなかったため、出資額により評価した。）。

### 審判所の判断

- ① 財産評価基本通達の定めを形式的に当てはめれば、B社の有するC社出資金の評価は、同通達188-2の定めにより配当還元方式によって評価すべきこととなる。しかし、同通達188(1)において、同族株主以外の株主等が取得した株式の評価を配当還元方式によることとしているのは、少数株主が取得した株式については、株主は単に配当を期待するにとどまるという実質を考慮したものであると解されるころ、これに反する実態があり、同通達に定める配当還元方式をそのまま採用することが課税上の弊害をもたらすと認められる場合には、純資産価額を基に一定の修正を加えて1株当たりの純資産価額を算定し当該株式の評価をすることが是認される。
- ② C社は、B社の関連会社であるD社の外国子会社でY国における拠点として設立され、B社にとってもY国オフィスとして位置付けられていたと認められ、また、D社の代表者等の役員はB社の代表者等の役員を兼務し、D社がC社の議決権割合の58.4%を有することからすれば、B社が少数株主として単に配当を期待してC社の株式を保有していたと評価することは相当でなく、B社は、グループ企業のD社の外国子会社であるC社の事業経営につき少なからず影響力を有していたとみるのが相当であるから、B社の有するC社出

資金の評価について配当還元方式を適用することは、B社の純資産価額の評価のみならず、課税対象留保金額の算定にとっても、著しく不合理な結果を生じさせて課税上の弊害をもたらすといわざるを得ない。したがって、B社の有するC社出資金の評価に当たっては、C社の純資産価額を基に評価する方法は合理的であるというべきである。

- ③ 本件払込期日の直近のC社の決算は、平成16年12月31日時点のものであるが、本件払込期日までの間に同社の資産及び負債について著しい増減があったことをうかがわせる証拠はないから、B社の有するC社出資金の評価額は、平成16年12月31日時点のC社の純資産価額を基に評価するのが相当であり、当該評価額は、42万2,935Y国通貨とすべきである。

## 解 説

本事例は、租税特別措置法40条の4第1項（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）の適否を第一の争点とした審査請求事案であり、この点については、特定外国子会社等に該当するA社は管理支配基準を満たしていないとして同項の適用を認める判断がなされた。この判断を受け、A社の課税対象留保金額の算定に当たり、A社が額面価額で引き受けたB社の株式の時価が問題となったものである。

審査請求においては、請求人は、B社の株式の評価方法につき、相続、贈与という限定された事象においてのみ適用される財産評価基本通達を法人の増資取引に適用することは合理的でないと主張したが、裁決では法人税基本通達9-1-14の趣旨に鑑みれば、請求人の主張に根拠はないとしてこれを排斥した。

また、B社の株式の価額については、請求人は、同社の純資産価額を本件払込期日の直前の試算表を基準とすべきである旨主張した。しかしながら、評価時点である本件払込期日にはB社の仮決算が行われておらず、払込期日直前の試算表は存在していないこと、及び直前事業年度末から評価時点の間に同社の資産及び負債について著しい増減はなく、純資産価額の算定に影響は少ないと認められることから、裁決は、当該直前事業年度末の純資産価額を基に1株当たりの価額を算定した原処分庁の算定方法には合理性があり相当と認められると判断した。

事例として取り上げた部分は、B社株式を評価する際における、同社が有する出資の評価方法に関する争点の部分であるが、相続税・贈与税課税以外の場面における取引相場のない株式の評価事例として参考になると思われる。